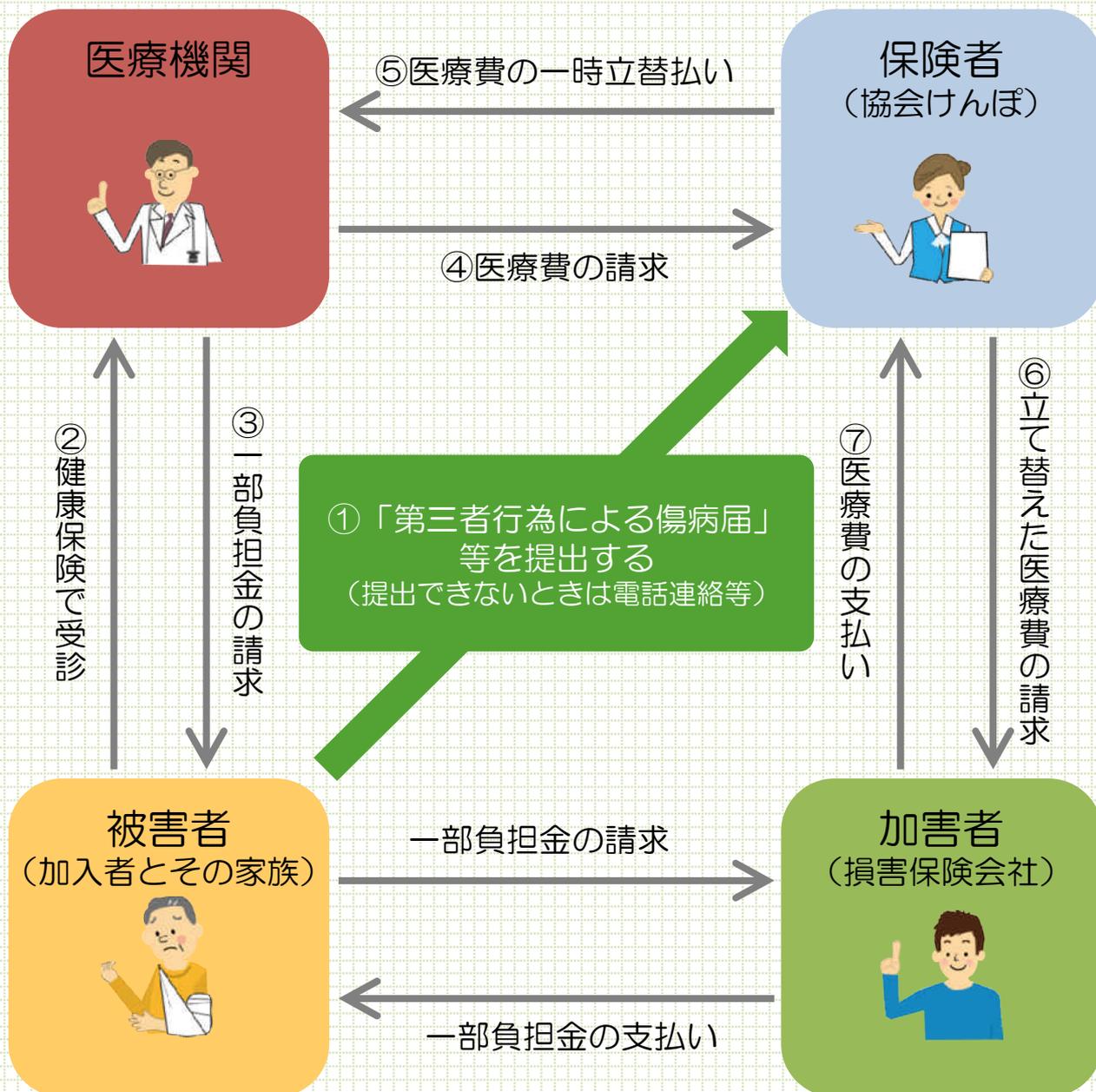


# 第三者行為による事務処理等の流れ

協会けんぽは、被害者が健康保険を使用することにより、被保険者の持っている損害賠償請求権を自動的に取得します。つまり、健康保険で一時治療費を立て替え、その費用を直接加害者に請求することになります。



## ⚠ 示談は慎重に！

健康保険で治療を受けられた場合、協会けんぽが後日、加害者に対して治療費の請求をすることになりますが、当事者だけで示談をしてしまうと正当な請求ができなくなることがありますので、示談する前に必ず、協会けんぽへご連絡をお願いいたします。